

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 9 4 4、3 9 4 5	受 理 年 月 日	令 和 5 年 2 月 7 日
件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の実施中止等		
要 旨	<p>2021年11月5日に京都市会で可決された敬老乗車証条例の一部改正条例は事実上それまでの制度の破壊である。その改悪された制度に基づき2022年10月から運用が始まっている。</p> <p>2022年10月末時点での申請交付状況が公表されたが、それによると交付率は昨年度の44.67パーセントから37.67パーセントへと7ポイントも減少している。くわえて、今年度からは交付対象外が創設され、その方々が6,673人おられる。その方々も対象者とみなして改悪前の昨年度基準で算定した交付率は36.88パーセントと、当然更に低くなっている。</p> <p>今、物価が高騰し続け、高齢者の生活の支えである年金の切下げなどにより、高齢者はもとより市民生活は苦境に直面している。このような生活状況の下で来年度ももう一度負担金が引き上げられると、敬老乗車証離れがますます加速することは火を見るよりも明らかである。その結果、高齢者の日常行動は自宅に引き籠りがちになり、社会生活の縮小、自らの心身・健康への影響、ひいては地域経済への打撃となり、改悪の影響は一層広がることになる。</p> <p>制度変更の理由として、当局は敬老乗車証制度を将来も持続可能なものとするためと度々説明しているが、負担金が正に負担となり申請を諦め、あっても利用できない制度のみが残るようでは、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することには全くならない。</p> <p>制度の見直しの効果は財政効果ばかりである。それを強いた市長の「財政困難」、「500億円以上の財源不足」などの説明責任は重大である。今回の変更が高齢者やその家族に与える影響は大きく、市長は条例の目的にかなうよう財源配分にも責任を持つべきである。責任を取れないのであれば、市長は辞任すべきである。</p> <p>ついでには、敬老乗車証条例の一部改正条例の実施を一刻も早く中止し、これまでの制度に戻したうえで、敬老乗車証利用者や市民の声を聴く公聴会や市民懇談会の開催など、改めて市民的検討も含め多面的に幅広く議論を行うことを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		